

5. 参考資料— c. 物流用語集

c. 物流用語集【ろ、A-C】

	用語	解説
【ろ】	ロジスティクス	物流の諸機能を高度化し、調達、生産、販売、回収などの分野を統合して、需要と供給との適正化を図るとともに顧客満足を向上させ、併せて環境保全、安全対策などははじめとした社会的課題への対応を目指す戦略的な経営管理。
	ロット	物品の製造や取引を行う場合にグルーピングする単位。
	ロールオン・ロールオフ船	船首尾または船側に出入口を設け、コンテナ又はトレーラー積みなどの貨物を（１）フォークリフト又はトラック等により直接水平に積卸しする、（２）トレーラー等をそのまま積み込み無人航送する船舶。クレーンで積卸しが行われる通常の船舶に比べ荷役時間、経費が節減できる。（なお、フェリーは人と自動車とを一体として、航送するものであるが、特にトラックを無人航送する場合、その機能が内航ロールオン、ロールオフ船に類似）
【わ】	ワシントン条約（ワシントンジョウヤク）	絶滅の恐れのある野生動植物の国際取引を規制し、その保護を図るため1973年ワシントンの会議で採択された国際条約。
【を】		
【ん】		
【A】	Air Waybill	荷送人又は、その代理人によって作成され、航空会社が受託した貨物を運送するため、荷送人との間で運送契約を結んだことを証明するもの。船荷証券（BILL OF LADING）のような流通性はない。混載貨物で、荷送人と混載業者との間で発行されるものをHOUSE AIR WAYBILLという。
	Arrival Notice (Notification)	荷受人への貨物到着通知、案内。
	ATA	Actual Time of Arrival (到着時刻)。
	ATD	Actual Time of Departure (出発時刻)。
【B】	Backlog Cargo	搭載を予定していた便に積みきれずに、後に残ってしまった貨物の意味。
	BAF	Bunker Adjustment Factor。燃油価格の上昇による割増料金。
	Belly	Lower deck Cargo Compartmentsの意。旅客機、貨物機の下方部の貨物室をいう。
	Bill of Lading	海上運送について、運送人と荷送人との間に物品運送約を締結したことを証明する書類。船荷証券の書類には、在来船に積み込みした場合に発行するON BOARD B/L（船積船荷証券）と、コンテナ船に積み込みした場合に発行するRECEIVED B/L（受取船荷証券）とがある。船荷証券と航空運送状との大きな相違点は、航空運送状が譲渡性、流通性を持たないのに対し、船荷証券はその所有者に貨物を引き渡すことを約束した引換証であり、流通性を持つ有価証券であることである。
	Bonded Area	税関当局が外国貨物を未通関のまま、もしくは輸出通関後搬出までの間、貨物を蔵置、保管しておくために許可を与えた地域。
	Booking	RESERVATIONともいう。貨物搭載のため、特定の便のスペースを確保すること。
	Break Bulk	フォワーダーは混載貨物として複数の荷主の貨物を1件の貨物としてまとめて運送を行う。ブレイクバルクとは、到着地において、その混載貨物を荷主ごとに書類、貨物を仕分けることを意味する。
	Bulk Cargo	コンテナ詰め、パレット積みされずにバラのまま積み込まれる貨物をいう。
	Bulky Cargo	重さに比し、容積が大きく、かさばる貨物。
【C】	CAF	Currency Adjustment Factor。運賃に対し為替レートの変動による調整を目的とした割増金。
	Carrier	運送人（航空会社や船社）をいい、自ら航空機や船を使用して貨物の運送を行う者をいう。
	Cartage	航空貨物の陸上運送料金。
	CFS	Container Freight Station。通常コンテナターミナル内にある荷捌き施設。輸出貨物のコンテナ詰めや輸入貨物の仕分け作業などが行われる。
	CIF価格	FOB価格に輸入到着港までの運賃、保険料を加えた価格。

5. 参考資料— c. 物流用語集

c. 物流用語集【C-D】

	用語	解説
【C】	Claim	損害賠償請求。航空会社あるいは船社の運送もしくは他のサービスなどによって生じた貨物の損傷、滅失、紛失等に対し、荷送人あるいは荷受人が航空会社や船社に対して行う。
	Claim Notice	損害通知。貨物の損害について、賠償責任があると思われる運送人への通知、保険会社への事故発生通知などをさす。
	Clearance	通関。Export Clearance（輸出通関）。Import Clearance（輸入通関）。
	Co-Loading	2社以上のフォワーダーが共同で貨物搭載をアレンジし、そのうちの一社が一つのMAWB（Master Airway Bill）を発行する。物量の少ない仕向地へ共同で混載貨物を仕立てる場合などに手配される。
	COD(Cash On Delivery)	貨物代金、またはその輸送にかかる一切の費用を、現金と引き換えに貨物を引き渡す輸送方法。
	Code Sharing	共同運航。提携する複数の航空会社が、それぞれ相手の運航する指定便に自社の便名をつけ自社の運航便と同様の予約、発券等を行う。
	Consignee	貨物が運送人により引き渡される相手方として運送状面に記載されている者。
	Consolidated Cargo	利用航空運送事業者が、自己の運送約款に基づいて、航空会社の賃率より安い賃率で、不特定多数の荷主から集荷した貨物を、同一地域あてに一括仕立てをし、自ら荷送人となって、航空会社と運送契約を締結し運送される貨物。
	Container	一般的には貨物のユニット化を目的とする輸送用の容器のことで、積み替えが容易な構造であり貨物の詰め込みが容易で各種の輸送に適合する容積を持ち、長期反復使用に耐える強度を有することを基本的条件として備えることとされている。I S O（国際標準化機構）規格によって国際的に、コンテナの定義、名称、寸法、最大総重量、仕様、試験方法などが規程されている。
	CRP	Continuous Replenishment Programの略で、連続自動補充プログラムのこと。
	Customs	税関。財務省の管轄。
	Customs Broker	通関業者。通関業法に基づき、輸出入者に代わって通関手続きを行う。
	【D】	CY(Container Yard)
Delivery Order		荷渡指図書。船社がC F S（倉庫）又はC Yオペレーター（コンテナヤード）宛に、本状持参人に貨物の引渡しを指示する書類。本来荷渡しは、B / Lと引換えに行われるべきものであるが、実務上、荷受人よりのB / L提出に対して、船社またはフォワーダーはD / Oを発行交付、荷受人はこれを提示し、実際に荷渡しを受ける。
Damage		損傷。貨物の全部または一部が輸送中もしくは保管中に被る破損、汚損、変質、内容品の不足等をいう。
Dangerous Goods		危険品。大別すると、火薬類、ガス、引火性液体、可燃性物質、毒物、酸化性物質、放射性物質など。航空機の輸送にあたっては、国およびIATAより梱包、量、ラベル、申告等について厳しい規則が定められているほか、同一機への搭載量、搭載位置等にも規制があり、安全に取り扱うよう定められている。
DDP		Delivered Duty Paidの略。貿易取引条件の一つ。貨物到着地での輸入通関手続きに必要な関税、諸税、その他の諸費用を含むそれまでの輸送コストとリスクはShipper（貨物荷送人）の負担となる輸送条件。
DDU		Delivered Duty Unpaidの略。貿易取引条件の一つ。売主が買主の指定地（輸入国）で買主に引き渡す条件。輸入手続の際の関税、諸税などはコンサイニー（荷受人・買主）の負担となる輸送条件。
	Delivery Order	荷渡指図書。船社がC F S（倉庫）又はC Yオペレーター（コンテナヤード）宛に、本状持参人に貨物の引渡しを指示する書類。本来荷渡しは、B / Lと引換えに行われるべきものであるが、実務上、荷受人よりのB / L提出に対して、船社またはフォワーダーはD / Oを発行交付、荷受人はこれを提示し、実際に荷渡しを受ける。

5. 参考資料— c. 物流用語集

c. 物流用語集【D-G】

	用語	解説
【D】	Demurrage	海上貨物において、無料保管期間を過ぎて発生するCFSあるいはコンテナートにおける保管料。デマレッジ。
	Destination	仕向地。目的地。
	Devanning	コンテナから貨物を取り出す作業。また、コンテナに詰める作業はバンニングという。
	Disbursement	貨物発地側でかかる、航空運送開始前にかかる費用の立替金。
	DOX	ドキュメント輸送サービスのこと。クーリエ便（Courier）ともいう。
	DUTY	通常、外国貨物を輸入する際、一定の税率で税関に支払われる税金をいう。関税の支払が確認されて輸入許可となるが、関税の納税義務者はその貨物の輸入者（荷主）であり、申告納税方式により税額が確定される。
【E】	EC	Electronic Commerce の略で、インターネットを利用した商取引。
	E/D (Export Declaration)	輸出申告書。輸出通関手続きのため、税関に対して提出する申告書。
	E/L (Export License)	輸出承認書。輸出貿易管理令で特定されている1.貨物（例えば戦略物資、輸出禁止品）、2.地域、3.委託加工貿易などの特殊貿易、4.特殊決済による輸出をする際、経済産業省（税関長に委託されることもある）に申請し、許可・承認を受ける書類。
	EDI(Electronic Data Interchange)	情報通信用語。伝票や書類による取引、手続をコンピュータ・ネットワークを介して行うもの。
	Embargo	受託停止。航空会社が、期間、区間、品目等を定め、貨物の受託、運送を停止すること。
	ETA	Estimated Time of Arrival (到着予定時刻)。
	ETD	Estimated Time of Departure (出発予定時刻)。
【F】	FAA	Federal Aviation Administration。米国連邦航空局。
	FCL	Full Container Load (海上コンテナ一杯の貨物) の意。この場合、一つのコンテナに一つのB/Lの貨物しか搭載されない。
	FEU	Forty-Foot Equivalent Unit。40フィート・コンテナ換算の個数。船会社が貨物積載能力を把握するときに使用する単位。
	FOB	FOBとはFree on Boardの略称である。商品の所有権が相手国の船舶や飛行機などに荷積みされた時点で、その商権やリスクが買主に移転するという取引条件である。
	Forwarder	わが国では、混載業者、貨物利用運送事業者などの名称で呼ばれている。航空、海上あるいは鉄道に係る利用運送事業者をいう場合が多い。航空貨物フォワードーは、もともとは鉄道の地上輸送にならったもので、航空分野への出現は1945・6年の頃である。
	Free House Delivery	貨物到着地での通関手数料、配送料、税金等、一切の料金を輸出者（Shipper）が負担する輸送形態。
	Free Trade Zone(FTZ)	自由貿易地域。貿易振興の目的のため、輸出入貨物に関税をかけないとして国から指定された地域のごとで、主に港湾、空港の周辺地域にある。その地域では、外国貨物の加工、見本展示等が認められ、通常再輸出が行われる。
	【G】	G C W
GDSM		General Department Stores Merchandiseの略。一般に大型店、ホームセンター、量販店等で販売される雑貨品や一般家電品などをさす。
GPS		Global Positioning System。全地球測位システム。人工衛星からの電波により観測地点の位置を分析するシステム。
GRI (General Rate Increase)		船社の運賃タリフ又は契約レートの一括値上げのこと。

5. 参考資料— c. 物流用語集

c. 物流用語集【G-P】

	用語	解説
【G】	G V W	Gross Vehicle weight 車両総重量。
	Gross Weight	貨物の総重量（含む梱包重量）のこと。これに対して正味重量（除く梱包重量）をNet Weightという。
【H】	該当する用語はありません。	
【I】	I/D (Import Declaration)	輸入申告書。輸入通関手続きのため、税関に対して提出する申告書。
	IATA	International Air Transport Association（国際航空運送協会）。国際線を運航する航空会社が加盟する世界的な組織。
	Invoice	輸出者が輸入者宛てに発行する商品取引の明細書、計算書、代金請求書をいひ、主要な書類の1つとして荷為替取組や輸出入通関に用いられる。
	I P I (Interior Point Intermodal)	米国西岸諸港から鉄道に接続して内陸まで一貫輸送するサービス。
【J】	JAJFA	Japan Air Cargo Forwarders Association（社団法人航空貨物運送協会）の略。
	JIT	Just In Time。適時に生産、納入を行うこと。
【K】		
【L】	LCL	Less than Container Load（海上コンテナ一杯に満たない貨物）の意。この場合、一つのコンテナに複数のB/Lの貨物が入られることになる。
	Logistics	生産段階における原材料の調達から製品の販売、消費者への配送までのすべての物の流れを戦略的に一貫して管理すること。
【M】	M3	Cubic Meter。立方メートル。
	Manifest	マニフェスト。本船、航空機に搭載されている貨物の明細目録で、運送状番号、個数、重量、品名等が記載されている。
	M L B (Mini Land Bridge)	米国西岸諸港から鉄道に接続して東岸・ガルフ諸港まで一貫輸送するサービス。
【N】	NACCS	Nippon Automated Cargo Clearance System（日本貨物通関情報処理システム）の頭文字で通称、“ナックス”と呼ばれる。輸出入貨物の通関業務、関連業務の迅速化を目的に作られた、官民一体となった情報処理システム。
	Net Weight	貨物の正味重量（除く梱包重量）のこと。これに対して総重量（含む梱包重量）をGross Weightという。
	NVOCC	Non Vessel Operating Common Carrier（海運に係る貨物利用運送事業者）。自ら輸送手段を持たないが、船社の行う運送を利用し、貨物の発地から最終目的地までの運送を荷主と契約し行う業者のこと。
【O】	OLT (Over Land Transport)	陸路による保税運送。
	On-Board	貨物が航空機に搭載されること、またはその状態。
	Origin	発地。
【P】	Pallet	貨物専用機及び大型機の下部貨物室の搭載用具。全体がアルミニウムでできた板状のもの。この上に貨物を積載し、ビニール、ネットをかけて使用する。
	Payload	航空機に搭載した旅客、貨物、郵便等の総重量。但し機体の重量や燃料は含まれない。

5. 参考資料—c. 物流用語集

c. 物流用語集【P-W】

	用語	解説
【P】	POD	Proof Of Delivery。配送完了情報。
	Power of Attorney	荷主から航空会社、通関業者等への貨物取り扱い、通関業務等への委任状。
【Q】		
【R】	RFID	Radio Frequency Identification。無線通信を利用した非接触による自動認識技術。電子タグや無線ICカード等に利用されている。
	R I P I (Reversed Interior Point Intermodal)	米国東岸諸港から内陸まで一貫輸送するサービス。85年以前は、実績はあるが、数量としては把握されていない。
	RMA	Return Material Authorization。企業が製品に保証 (Warranty) をかけているものを対象とした、故障・不具合品の修理や代替品に関するロジスティクス。
【S】	S C M (Supply Chain Management)	企業内にとどまらず、メーカー等のサプライヤー、物流事業者、卸・小売業者等の異なった組織・企業間をまたがる全体・一貫的な物の動きをE D Iや情報の共有化等により統合的に管理すること。S C Mの構築により、トータルとしての在庫削減、物流合理化が図られ、より早く、より安く、より確実な製品の供給が可能となる。
	Sea Waybill	船荷証券 (B/L) が有価証券として発行されるのに対し、非有価証券として航空貨物のAIR WAY BILLと同じく「運送状」として発行されるもの。
	Shipper	CONSIGNORと同義語。貨物の運送にあたって、運送人と運送契約を締結する荷送人として運送状に記載された人。
	SKU	Stock Keeping Unit。商品管理時の最小単位の意味。
	SPX	スモール・パッケージ輸送サービスのこと。
	Storage	保税上屋や輸送業者の倉庫等で発生する、貨物の保管料金。
【T】	TAPA	Transported Asset Protection Association。ハイテクメーカー及び輸送会社を中心に構成された非営利団体 (1997年米国で設立)。製品の保管・輸送時の紛失・盗難の防止を目的に情報交換や取扱い規準の策定等を行う。警備・保管の観点から設定されたTAPA保安規準で施設運用を評価し、3段階 (A、B、C) にレベル分けされた認定を与えている。
【T】	TC-2	IATA (International Air Transport Association、国際航空運送協会) が定めた地域区分で、ヨーロッパ・アフリカ地域をいう。
	TC-3	IATA (International Air Transport Association、国際航空運送協会) が定めた地域区分で、アジア・オセアニア地域をいう。
	TEU	Twenty-Foot Equivalent Unitの略。20フィート・コンテナ換算の個数。船会社が貨物積載能力を把握するときに使用する単位。
【U】	ULD	Unit Load Device。航空機搭載用パレット、コンテナ、イグルーなどの貨物搭載用具の総称。
	UN No.	国連番号。危険品のグループを分類している4桁の番号。
【V】	Valuable Cargo	貴重品貨物 (例: 貴金属、紙幣、有価証券等)。規定により、通常よりも割高の運賃が適用される。
	VAT	Value Added Tax。付加価値税。
	VMI	Vendor Managed Inventory。ベンダーが自らの責任・管理においてユーザーのために行う在庫管理。
【W】	WMS	Warehouse Management System。在庫管理システム。

出典)

JIS Z 0111 物流用語
貿易用語集 (株) グローバルロジスティクス
国際物流用語集 (JPサンキュウグローバルロジスティクス株)
物流用語集 (株) トライネット
物流用語集 (日産物流株)
から作成

5. 参考資料— d 主要なドキュメント

- 輸出に必要となる主要な書類3種類（インボイス、パッキングリスト、 SHIPPING INSTRUCTIONS）について説明します。（参照 P 5 ②）

d-1. 主要なドキュメント インボイス(Invoice)【商業送り状】

- インボイスは、海外へ貨物を発送する場合に、荷送人(輸出者)が荷受人(輸入者)にあてて作成する貨物の明細書です。輸出入通関の際に税関へ提出することが義務づけられた重要な書類です。

インボイス(INVOICE) の例

Nomura Research Institute, Ltd.

Street Address

City, ZIP Code

Phone:

Fax:

(1)

INVOICE

Invoice No. (2)

Date: (3) DD/MM/YY

For:

Bill to :

Name

Company Name (9)

Street Address

City, ZIP Code

Phone:

Fax:

Invoice of (4)

Shipped per (5) On or about (6)

From (7) To (8)

L/C No. T/T in advance Dated (10)

Issued by

Mark & No.	Description of goods	Quantity	Unit Price	Amount
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)

Subtotal

TAX rate

other

Total

F.O.B TOKYO (16)

"Samples of No Commercial Value,
Value for Customs Purpose Only" (17)

Country of Origin : Japan (18)

Nomura Research Institute, Ltd.

(19)

Manager

5. 参考資料—d 主要なドキュメント

インボイス(INVOICE) 記載項目解説

- (1) **輸出者情報**：会社で作成されるインボイスですと、通常この辺りに会社ロゴ、社名、住所、電話番号、FAX等が記載されます。個人ですと、住所等が署名欄に記載されることもあるようです。
- (2) **インボイス番号[INVOICE NO.]**：輸出者により独自の番号が記載されます。
- (3) **作成年月日[DATE]**：インボイスが作成される年月日です。
- (4) **品名[INVOICE OF]**：輸出される商品が多くあるのであれば、代表的な商品名に加えて、“& ETC”のように記載し、詳しい商品説明は下部の[DESCRIPTION OF GOODS]の欄に記載します。
- (5) **船名[SHIPPED PER]**：海上貨物の場合はこの欄に船名が記載されます。航空貨物の場合は“AIR”あるいは“AIR FREIGHT”のように記載し、別欄で航空便情報を記載します。
- (6) **出港予定日[ON OR ABOUT]**：[ON OR ABOUT] 以外に [ON] だけの記載もあります。
- (7) **出港地FROM]**
- (8) **仕向地[TO]**
- (9) **輸入者名、住所[MESSRS]**：[MESSRS]ではなく、[SHIPPED TO] ですか、[ACCOMTEE]、[CONSIGNEE]等が記載されることがあります。
- (10) **支払条件[PAYMENT]**：次頁の「支払条件」参照。
- (11) **ケースマーク[MARKS & NOS.]**：梱包物に記載されるケースマーク。[CASE MARK]のようにも記載されます。
- (12) **品名[DESCRIPTION OF GOODS]**：輸出される商品に関して、品番・型番等を具体的に記載します。この欄に注文番号等が記載されることもあります。
- (13) **数量[QUANTITY]**：[PCE], [KG]とかの輸出する数量単位も同時に記載されます。
- (14) **単価[UNIT PRICE]**：通貨コードと共に記載します。ドル(\$)でもアメリカドルだけではありませんので、ご注意ください。
- (15) **金額[AMOUNT]**：単価と同様の記載になります。なお税関への申告価格はFOB (Free on Board) 価格となります。
- (16) **建値 (取引条件)**：次頁の「インコタームズ」参照。
- (17) **無償[SAMPLES…….]**：無償の場合は[NO COMMERCIAL VALUE, VALUE FOR CUSTOMS PURPOSE ONLY]の記述が必要です。また、無償であっても、申告価格の記載は必要です。
- (18) **原産地[COUNTRY OF ORIGIN]**：最近では、原産地は日本ばかりとは限りませんね。現地に関稅率が決定される際の必要情報となります。次頁の「原産地証明書欄」参照。
- (19) **署名欄**：自筆の署名が必要です。肩書きがあれば記載されます。

※上記記載以外にも注文番号ですか、あるいは特殊な機種記述ですか、会社・組織により個々に必要不可欠な情報があれば、関稅法規定に加えて、ケースバイケースで記載されます。この場合には、対顧客用インボイスも兼ねて作成されるわけです。

5. 参考資料—d 主要なドキュメント

支払条件

- 取立為替
 - 信用状 (Irrevocable Letter of Credit)
 - 信用状無
 - 手形支払書類渡し (D/P Documents against Payment)
 - 手形引受書類渡し (D/A Documents against Acceptance)
- 送金為替
 - 銀行為替
 - 電信送金 (T/T Remittance : Telegraphic Transfer Remittance)
 - 送金小切手 (Demand Draft)
 - 郵便送金 (M/T: Mail Transfer)
 - 国際郵便為替 (Postal Money Order)
- その他
 - 前払い (Advanced Payment)
 - 現金引換商品渡し決済 (Cash on Delivery)
 - 現金引換書類渡し決済 (Cash Against Document)
 - その他

インコタームズ

- 建値はインコタームズ(INCOTERMS=International Commercial Terms)によって制定されています。インコタームズとは、国際商業会議所 (ICC=International Chamber of Commerce) が制定した貿易取引条件とその解釈に関する国際規則です。2011年1月に発効されたインコタームズ2010により、下記11の規則で構成され、2つのクラスに分類されました。それぞれ、3文字の短縮語と共に指定地を記載します。但し、実際の運用に当たっては、契約条件等にもよるので、インボイス作成時には十分にご留意下さい。

(1) Rules for Any Mode or Modes of Transport(あらゆる輸送形態に適した規則)

EXW Ex Works 工場渡

FCA Free Carrier 運送人渡

CPT Carriage Paid To 輸送費込

CIP Carriage and Insurance Paid To 輸送費保険料込

DAT Delivered at Terminal ターミナル持込渡

DAP Delivered at Place 向地持込渡

DDP Delivered Duty Paid 関税込・仕向地持込渡

(2) Rules for Sea and Inland Waterway Transport

(海上および内陸水路輸送のための規則)

FAS Free Alongside Ship 船側渡

FOB Free On Board 本船渡

CFR Cost and Freight 運賃込|

CIF Cost, Insurance and Freight 運賃保険料込|

原産地証明書

- 原産地証明書には下記事項を記入しなければなりません。詳細は細かい規則があるので、事前に最寄りの商工会議所に相談、照会されるのがよろしいでしょう。
 1. Exporter (Name, address, country)
 2. Consignee (Name, address, country)
 3. No. and date of Invoice
 4. Country of Origin
 5. Transport details
 6. Remarks
 7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods
 8. Quantity
 9. Declaration by the Exporter

5. 参考資料— d 主要なドキュメント

d-2. 主要なドキュメント パッキングリスト(Packing List)【 梱包明細書】

- パッキングリストは、国際取引における貿易ではインボイスと並んで必須の書類の一つで、貨物をどのように梱包しているか、梱包数、重量、サイズ、外装に記したマークなど、貨物の梱包明細を記載した書類です。

パッキングリスト(PACKINGLIST) の例

PACKING LIST

		Invoice No & Date	Order No.	
		(2)	(3)	
For account of (4)	Country of Origin		Country of Destination	
	(5)		(6)	
	Remarks (8)			
SHIPPER		Consignee		
Name		Name		
Company Name (1)		Company Name (7)		
Contact Person		Contact Person		
Street Address		Street Address		
City, ST ZIP Code		City, ST ZIP Code		
Phone:		Phone:		
Fax:		Fax:		
email:		email:		
Means of Transport & Route		Terms of Payment		
Shipped per (9)	On or About (10)	(11)		
From (12)	Via (13)			
To (14)				
Marks & Nos. (15)	Description of Goods (16)	Quantity (17)	Unit Weight (18)	Total Weight (19)

TOTAL:

(20)

5. 参考資料—d 主要なドキュメント

パッキングリスト(PACKINGLIST) 記載項目解説

- (1) **Shipper** : 荷送り人、または荷主の意味。輸出の際には、輸出者となる。
- (2) **Invoice No. and date** : インボイスナンバーはどのようにつけるべきという規則はない。各荷主が管理しやすい任意の番号で構わない。日付は通常、インボイス作成日を記載する。
- (3) **Order No.** : Order No.に限定せず、荷主間でのPO No.など貨物を特定できる番号を記載すると便利。記載必須事項ではないので、項目名および記載欄をいずれもblankとしても何ら問題ない。
- (4) **For account of** : 誰が費用を負担すべきかを記載する。記載がなくても構わない。Shipper (輸出者) もしくはConsignee (輸入者) になることが通常。
- (5) **Country of Origin / 原産国の表記** : 送る品物の原産国を表記する。必須の項目。「Country of origin : Japan」もしくは「Origin : Japan」等と表記する。
- (6) **Country of Destination** : 貨物の仕向先国名。
- (7) **Consignee** : 荷受人、通常、輸入者となる。
- (8) **Remarks / その他記載事項**
 - 運賃の負担先の表記。必須ではないが、通常「Freight : Prepaid」(前払い、つまり発地側、日本の荷主が運賃を払うとの意味) もしくは「Freight : Collect」(運賃着払い、つまり現地側、荷受人が運賃を払うとの意味) と表記する。
 - 統計品目番号、HS(Harmonized System)分類番号を表記する場合がある。
- (9) **Shipped Per** : 貨物の輸送方法を表す。航空輸送で送る場合は、ただ「by Aircraft」とのみ記入する。
 - 海上輸送で送る場合は、通常この欄に船名を記入する。
- (10) **On or about** : 貨物が出港/フライトする日付、あるいは予定日を表す。
- (11) **Terms of Payment** : 契約で定められた決済手段を表す。無償、サンプル等の場合は、「No Payment」あるいは「Free of charge」等とし、有償の場合は「T.T. Remittance」等がある。
- (12) **From** : 貨物がどこから輸出されるかを表す。航空輸送の場合は空港名と国名を、あるいは都市名と国名を、例えば「Narita, Japan」あるいは「Tokyo, Japan」となる。
 - 海上輸送の場合は港の名前と国名を、例えば「Yokohama, Japan」あるいは「Tokyo, Japan」等
- (13) **Via** : 貨物の輸送ルートを表す。直行便を使用して輸送する場合は不要。経由便を使用して輸送する場合は経由地を記入する。
- (14) **To** : 貨物が何処へ、何処まで輸出されるかを表す。取引条件にもよるが、通常は都市名と国名を記入する。例えば、「New York, U.S.A.」あるいは「Munich, Germany」等。
- (15) **Marks & No.** : ケースマークやケースナンバーを明記する。貨物現物と一致していることが必須だが、貨物にマークなどを貼付していない場合にはblankで構わない。【N/M】(No Markの意)と記載するのも同義。
- (16) **Description of Goods** : 各包装の内容物の詳細を表します。
- (17) **QUANTITY** : 各包装の内容物の数量を表します。
- (18) **UNIT WEIGHT** : 品物の重量、それも単重を表す。単位は、上記と同じく品物の特性による。
 - *例えば繊維貨物の場合には重量ではなくRollの本数であったり、生地面積を記載することが多い。通常は梱包前のNET WEIGHTと呼ばれる貨物単体(梱包材除く)の重量を記載する。
- (19) **TOTAL WEIGHT** : 品物の総重量を記載する。「Quantity」×「Unit Weight」=「AMOUNT」
- (20) **Signature** : 記載事項の内容が真実であることを宣誓する意がある。会社名、署名者の部署、役職、氏名を記載し、署名者本人の肉筆により署名をする。

5. 参考資料—d 主要なドキュメント

d-3. 主要なドキュメント

SHIPPING INSTRUCTION (Shipping Instruction)【船積依頼書】

- シッピングインストラクションは、輸出者様が海貨業者や通関業者に提出し、船積業務や通関業務を依頼するための書類です。信用状取引の場合は、信用状の内容に従って記載します。

SHIPPING INSTRUCTION

SHIPPER.

(1)

DATE.

(4)

INVOICE No.

管理No.

CONSIGNEE.

(2)

TYPE OF SERVICE:

(5)

ON RECEIVING:

(6)

ON DELIVERY:

BOOKING No.

(7)

B/L No.

NOTIFY.

(3)

SECOND NOTIFY.

VESSEL

(8)

VOY NO

ETA-ETD:

PLACE OF RECEIPT

(9)

PORT OF LOADING

SHIP'S CO.

(10)

PORT OF DISCHARGE(ETA: (11))

(11)

PLACE OF DELIVERY

FINAL DESTINATION:

MARKS&NOS.

DESCRIPTION OF GOODS

PACKAGE/ G/W / M3

(12)

(13)

(14)

CONTAINERS

PACKAGES

()

(15)

KGS

M3

PLACE OF ISSUE:

ORIGINAL :

FREIGHT PAID AT:

貨物引渡場所:

搬入予定日:

備考:

BOOKING数量F/T:

(16)

コンテナ本数(SIZE x 本数): 20F x 40F x

KIND OF B/L: ORIGINAL / WAYBILL / SURRENDERED B/L(該当に○印)

(17)

FREIGHT: PREPAID COLLECT (該当に○印)

FREIGHT表示: AS ARRANGED ACTUAL FREIGHT(該当に○印)

THIRD NOTIFY.

5. 参考資料—d 主要なドキュメント

SHIPPING INSTRUCTION (Shipping Instruction) 記載項目解説

- (1) **Shipper** : 荷送り人、または荷主の意味。輸出の際には、輸出者となる。
- (2) **Consignee** : 荷受人、通常、輸入者となる。
- (3) **NOTIFY/ SECOND NOTIFY** : 輸入する際のConsigneeの代行者の連絡先となる。
- (4) **Invoice No. and date** : インボイスナンバーはどのようにつけるべきという規則はない。各荷主が管理しやすい任意の番号で構わない。日付は通常、 SHIPPING INSTRUCTION作成日を記載する。
- (5) **TYPE OF SERVICE** : 海上・航空の別等の輸送サービスをタイプを記載する。
- (6) **ON RECEIVING/ ON DELIVERY** : 。
- (7) **BOOKING No. / B/L No.** : 船会社が発行する予約番号、船荷証券番号。輸出時には船荷証券番号は確定しておらず、予約番号のみとなる。
- (8) **VESSEL (VOY NO / ETA-ETD)** : 搭載する船名。航海番号や入出港予定時刻も併記されることが多い。
- (9) **PLACE OF RECEIPT / PORT OF LOADING** : 貨物がどこから輸出されるかを表す。航空輸送の場合は空港名と国名を、あるいは都市名と国名を、例えば「Narita, Japan」あるいは「Tokyo, Japan」となる。海上輸送の場合は港の名前と国名を、例えば「Yokohama, Japan」あるいは「Tokyo, Japan」等
- (10) **SHIP'S CO.** : 海上輸送や航空輸送を実施する船会社や航空会社の名称。
- (11) **PORT OF DISCHARGE/PLACE OF DELIVERY/FINAL DESTINATION** : 貨物の輸入先を表す。船卸される港湾、コンテナが配送先、貨物の最終的な配送先を記入する。
- (12) **Marks & No.** : ケースマークやケースナンバーを明記する。貨物現物と一致していることが必須だが、貨物にマークなどを貼付していない場合にはブランクで構わない。【N/M】(No Markの意)と記載するのも同義。
- (13) **Description of Goods** : 各包装の内容物の詳細を表します。
- (14) **QUANTITY (PACKAGE/ G/W / M3)** : 各包装の内容物の数量or品物の重量、それも単重を表す。
- (15) **TOTAL WEIGHT** : 品物の総重量を記載する。「Quantity」×「Unit Weight」=「AMOUNT」
- (16) **コンテナ数量** : BookingNo.に対するコンテナのサイズ・ハイト・タイプ別の数量を記載する。
- (17) **運賃等の貨物引渡条件** : BLの種類や、運賃の支払い条件や支払者等を記載する。

5. 参考資料— e. 参考リンク集

e. 参考リンク集

- 輸出貿易を行う際の相談窓口として、農林水産省とJETROが相談窓口を設けています。
- 国際物流の委託先である利用運送業（フォワーダー）につきましては下記二つの団体による会員リストを参考にすることができます。

1 輸出の相談窓口

1 農林水産省 輸出相談窓口

- ✓ 電話による問合せ
03-6744-7155（直通）
【受付時間】 平日 9時30分～12時 / 13時～18時15分
- ✓ メールフォームによる問合せ
<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/shokusan/kaigai/160912.html>
- ✓ 地方農政局等輸出担当窓口一覧
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/tihou.html

2 JETRO 農林水産物・食品輸出相談窓口

- ✓ 電話による問合せ
03-3582-5646
【受付時間】 平日 9時～12時 / 13時～17時（祝祭日・年末年始を除く）
- ✓ 国内事務所一覧
<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html>

2 フォワーダー

1 正会員リスト：一般社団法人国際フレイトフォワーダーズ協会

船舶・鉄道・航空機・トラック等の輸送手段を合理的に組み合わせ、荷主から預かった貨物を輸送する、「国際複合一貫輸送」を行う国際・フレイト・フォワーダー（IFF）各社業者により設立された団体に所属する正会員リストとなります。

<http://www.jiffa.or.jp/member/index.html>

2 正会員リスト：一般社団法人航空貨物運送協会

航空貨物輸送の主要な担い手である利用運送事業者により設立され、世界60数カ国の海・陸・空の貨物運送業者協会の連合体である国際貨物運送業者協会連合会の正会員として航空貨物委員会に参加している団体に所属する正会員リストとなります。

http://www.jafa.or.jp/members/main_viewer.cgi

5. 参考資料— e. 参考リンク集

e. 参考リンク集

3 参考資料集

1. 輸出の4つのポイント：農林水産省「農林水産物・食品の『輸出』についてのヒント集」

初めて輸出に取り組む際に重要となる4つのポイントとなります。①海外現地状況の把握、②輸出手順の把握、③事業パートナーの活用、④継続的な販売の為の方策について。

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_hint/pdf/hint2009.pdf

2. 国際貨物輸送の流れ：ANA Cargo

貨物の予約受付から受託・搬入、航空機への搭載、さらには空港到着後の貨物の確認・照合、先方への引き渡しまでの流れを案内しています。

http://www.anacargo.jp/ja/int/service/process/process_1.html

3. 国際貨物輸送の流れ：JALCARGO

国際貨物輸送の流れとして、輸送準備、搭乗便予約、貨物搬入、航空機への搭載、到着空港での引き渡しまでを案内しています。

<https://www.jal.co.jp/jalcargo/inter/flow/>

国際貨物輸送の手助けとして、国際貨物輸送におけるオンライン予約、国際運送約款(貨物)、貨物の梱包方法、航空機内貨物室の仕様やコンテナのユニットサイズなどを案内しています。

<https://www.jal.co.jp/jalcargo/inter/guide/>

4. 貨物運賃の基準および運賃以外の費用：JETRO「貿易・投資相談Q&A」

自由運賃と表定運賃からなる貨物運賃や運賃以外の費用種類など、基本的な貨物運賃の決定方式と運賃基準、費用項目の詳細などについて説明しています。

<http://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-010144.html>

5. 少量・小口貨物の輸出(日本)：JETRO「貿易・投資相談Q&A」

LCL貨物と呼ばれる、コンテナ1個に満たない小口の貨物の輸出方法について、集約輸送する業者の紹介とコンテナ1本を満たす貨物量、LCL貨物として輸送できるものについて説明しています。

<http://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-010140.html>

6. コンテナ輸送の場合の貨物の包装・荷印：JETRO「貿易・投資相談Q&A」

日本におけるコンテナ貨物輸送の貨物の放送や荷印（ケースマーク）について、それぞれの目的と方法について基本的な部分を説明しています。

<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-A10829.html>

7. 荷印の記載内容および記載方法：JETRO「貿易・投資相談Q&A」

輸出貨物に荷印（ケースマーク）を付ける際の記載方法について、記載理由と各マークの種類などについて説明しています。

<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-010113.html>

5. 参考資料— e. 参考リンク集

e. 参考リンク集

3 参考資料集(続き)

8. 輸出入条件詳細情報

国ごとの輸入植物に関する輸入条件データベース、輸出国と食品の品目ごとにまとめられている輸出条件早見表、各国との2国間協議による品目ごとの検疫条件等、輸入に際した各種の規制情報等のリンクが集まっており、まとめて確認することができます。

<http://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html#yusyutu>

輸入条件に関するデータベース

<http://www.pps.go.jp/eximlist/Pages/exp/condition.xhtml>

輸出の際の検疫条件早見表

http://www.maff.go.jp/pps/j/search/e_hayami_kamotu.pdf

陸別国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧(早見表): 貨物種 ※平成26年(2014)4月1日現在

品名	輸出先国(地域)														
	日本	アメリカ	オーストラリア	中国	インド	インドネシア	ロシア	韓国	タイ	台湾	香港	マレーシア	シンガポール	フィリピン	その他
植物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
動物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
食品	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

輸出の相談窓口

1 農林水産省 輸出相談窓口

- 農林水産省 食料産業局 輸出促進課 03-6744-7155
- 北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 011-330-8810
- 北海道開発局 開発監理部 開発調査課 011-727-3005
- 東北農政局 経営・事業支援部 地域連携課 022-221-6402
- 関東農政局 経営・事業支援部 地域連携課 048-740-5351
- 北陸農政局 経営・事業支援部 地域連携課 076-232-4233
- 東海農政局 経営・事業支援部 地域連携課 052-223-4619
- 近畿農政局 経営・事業支援部 地域連携課 075-414-9101
- 中国四国農政局 経営・事業支援部 地域連携課 086-224-9415
- 九州農政局 経営・事業支援部 地域連携課 096-211-8607
- 沖縄総合事務局 農林水産部 農政課 098-866-1627
- メールフォーム <https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/1241.html>

2 JETRO 農林水産物・食品輸出相談窓口

- 電話による問合せ: 03-3582-5646
- 国内事務所一覧: <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html>

○ 農林水産省: 輸出促進・相談ホームページ

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html>

輸出促進

検索



○ 農林水産省: 農林水産物等輸出促進メールマガジン

輸出促進事業の募集や、輸出先国・地域における規制の情報、農林水産物・食品輸出関連イベント情報などを配信(月2回程度、不定期)。

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_mailmaga/index.html